

報告書（案）に対する意見

（一社）全国特定法面保護協会提出意見 . . . . . 1  
山田委員提出意見 . . . . . 6

25法面協発第46号

平成26年1月23日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 殿  
ブランコ作業における安全対策検討会座長 殿

一般社団法人 全国特定法面保護協会  
会 長 高 崎 英 邦



ブランコ作業における安全対策検討会報告書(案)に係る意見書の提出について

標記について、一般社団法人全国特定法面保護協会として、別紙のとおり修正等に係る意見書を提出させていただきますので、ご検討の程よろしく願いいたします。

## 別紙 意見書

### 総論

#### 1、報告書全体の在り方

そもそも当該検討会が設置された目的は、ブランク作業のうちビルの上からロープを吊るし、そのロープを伝って降りながら作業を行うものに係る安全対策等を取りまとめる目的で始まったものであることが、当該報告書の本文中「1 はじめに(1)検討会設置の趣旨・目的」の記述からも容易に読み取れます。

よって、本報告書におけるブランク作業に係る安全対策に関する内容につきましては、ビルからのブランク作業に係るものとすべきであると考えます。仮に、法面作業を含む斜面作業についての記述をするのであれば、あくまでも参考意見として聴取した、法面等の斜面作業における現状の安全対策に関する一つの具体的な参考例示としての記述とされることを要望いたします。

元々、当協会は検討会のメンバーではなく、検討会からの要請を受け法面作業における現場での安全対策等の実施状況を説明したに過ぎず、仮に、ブランク作業として一括りで報告書に盛り込むとするならば、法面等の自然斜面を相手に行うブランク作業特有の事象等を考慮したものとする必要がありと考えられます。

法面作業を含む斜面作業とビルからのブランク作業における作業方法は全く異なるものであり、安全対策についても両者では相容れることができない部分も少なからずありますので、法面を含む斜面作業での安全対策については、別途、検討会等を設置するなどし内容の検討を行うことが必要であると考えます。

### 各論

#### 1、報告書案2頁目

「勾配が40度以上の斜面上からロープを吊るして行う作業とする。」の後段に「ただし、自然斜面等での作業の場合は、勾配が40度以上の場合であっても、当該工事施工箇所の状況等を踏まえた作業方法によることが必要となる場合も有ることを考慮すべきである。」を追記して頂きたい。

#### 理由

勾配が40度以上の作業をブランク作業とされた場合、報告書での安全対策は親綱の2本使いが求められ、これを基準とする安衛則の改正等が行われた場合、法面等勾配40度以上の斜面での作業が全て親綱の2本使いによることになると考えられる。

仮に、このような規制を行うのであれば、斜面作業に携わる業界団体、これを発注する機関を交えた場で検討を進めることが必要であると考えます。(2本使いの場合の作業効率の低下、設備投資費用等を含めた積算単価の見直し等が必要となる。) また、会員、非会員を問わず、法面施工業者の大半が地方に拠点を置く中小業者であるため、いきなりの2本使いの適用は大きな死活問題に発展することも想定されるため、時間をかけ議論し決定していくことが必要と考えられる。

なお、当協会では協会員から毎年事故の報告を得ているが、「法面工事現場 安全衛生の手引き（初版平成16年）」を作成指導以後、ロープ切断や緊結がほどけたことが原因といった事故報告は無く、検討会資料にある死亡事故数は協会員以外のものであり、周知徹底が遅れているものとも推測される。

また、2本使用を規則化するにしても、品質を守りつつ施工能率をできるだけ落とさない2本使用の方法やロープに替わるセフティーブロックの使用法といった、法面工が実際に施工する立場に立っての標準的な使用法の設定、および2本使いとする勾配の設定（斜面途中で勾配が変化している現場も多い）、といった標準化の作業がある。加えて、ハーネスについてもその形状を試作し、公的に強度的な試験などを行う必要性も考えられる。

これらの標準化作業等はすぐにできるものではなく、時間を要するため、一定の準備期間が必要である。また、会員には周知しやすいが、非会員まで周知および徹底するにも期間を要すると推測する。

現在、会員は安全に十分留意して施工を行っており、また施工能率を考慮すると、一定期間、1本使用を許容する内容としていただきたい。

## 2. 5頁目（2）ブランコ作業に使用する用具等について （イ）安全帯

「ここであいう「ハーネス型安全帯」の基準に適合する安全帯には、垂直面用ハーネス、斜面用ハーネスは含まない。」から「斜面用ハーネス」を削除いただきたい。

### 理由

現在、肩掛けを装着した斜面用ハーネス（安全帯）はなく、開発や試験などに時間、費用を要する。このため、規則を早急に見直しするのであれば、この「ここであいう～含まない。」から「斜面用ハーネス」を削除いただきたい。

## 3. 6頁目 （ウ）連結器具、下降器具及びブリップについて

下降器具にはシャックルやエイト環が使用されているようだが、下降器具には作業員が手を離れた状態でも急激に落下しないよう（個人差が生じないよう）一定のグリップ力を確保できる器具を使用すべきであり、「下降器具には、十分な強度とともに個人差が生じないグリップ力を有するもの」といった内容を加えるのが良いと考える。

または、シャックル、エイト環の使用について「窓清掃作業においては」と限定していただきたい。

### 理由

斜面作業では40年近い以前にはシャックルを使用していたが、作業員の操作ミスによりロープとシャックルの固定が緩むといったことがあったため、グリップ（ロリップ）に変更した。会員、非会員とも、現在は殆どグリップを使用していると考えられるが、変更するに期間を要した。このため、下降器具にシャックルやエイト環が含まれると、

規則では使用可となっていると理解され、斜面作業では40年前に逆行することになりかねない。

4. 7頁目 (イ) 調査結果を踏まえた作業計画の策定 ①について

「緊結場所の設定」を「緊結方法の設定」に変更願いたい。または、文章の頭に、「窓清掃作業においては」といった文言をいれていただきたい。

理由 斜面作業ではロープの使用本数が多く、また固定する立木が多数あることから、作業前に固定木を全本数特定することは困難である。

5. 11頁目 オ 斜面での作業における留意事項

セフティーブロックについて、「ワイヤーが斜面の末端まで到達するだけの長さを有すること」とあるが、この要件は削除願いたい。

理由

セフティーブロックは長さが限界となるとワイヤーの送り出しがストップする仕組みとなっており、また、現在はワイヤー長さが30m程度までである。このため、長い斜面ではのり尻までワイヤーが届かない。

6. ブランコ作業における安全対策検討会参集者名簿

オブザーバーとして 当協会名と参集者名が掲載されているが、オブザーバーではなく、「参考人として法面作業状況の説明を受けた団体」と換えていただきたい。

7. その他 質問

7-1. 8頁目 (エ) 作業指揮者に必要な能力を有する者の範囲について

「特別教育を受講したもの、あるいは特別教育の全科目について十分な知識及び技能を有していると認められる者」とありますが、特別教育を主催する団体は認定された団体ですか。認定された団体とするとどこからの認定となりますか。認定要件の内容はどのようなものでしょうか。

また、特別教育のカリキュラムは、11頁(4)にある事項を含めると、認定された団体がカリキュラム内容を設定することでよいのでしょうか。あるいは、11頁(4)にある事項を含めるテキストなどをもとに、どのような団体が教育しても「特別教育」とみなされるのでしょうか。

7-2. 11頁目 (4) 作業員に対する安全衛生教育 について

「文中に特別の教育を行うべき」とあり学科、実技について教育すべき事項が列記されています。

斜面作業では、新規入場者教育は現場において、安全衛生教育は現場や別途会場において実施していますが、これら教育内で列記されている事項を教育すると、「特別の教育」とみなされると考えられますが、前述の「特別教育」と同等と考えて良いのでしょうか。

同等とすると「特別な教育」の受講者＝「特別教育」の修了者となり、修了証を発行するのが通常ですが、発行者は教育を行った会社名でよいのでしょうか。ついでには、講習会の教育担当者は、別途認定された者（例えば〇〇インストラクター）が行うこととすべきでしょうか。

以上

## 山田委員提出意見

- ① はじめに (2) 本検討会報告書～ (作業個所が斜面の場合は当該斜面上部)

( ) の部分斜面は必要ないのではないか？

斜面も作業床の設置が困難である場合はブランコ作業で施工しなくてはならないので、勾配 40 度未満等の文言を入れるとかえって混乱を引き起こすのではないのでしょうか。

- ② 「ブランコ作業」定義：ロープを吊るし、当該ロープにより身体を支持して行う作業ロープ及びブランコ台により身体を支持して行う作業が本来の作業である。

6 ページの「ブランコ台はブランコ作業における補助的なアクセサリーとしての位置づけがなされている用具」とありますが、ブランコ台は作業床と安全対策の役目をこなす重要な用具であり、これをアクセサリーと位置付けするのは非常に危険である。

逆に「ブランコ作業はブランコ台を必ず使用しなければならない」と定義するべきである。

- ③ 5 ページの作業における身体支えているロープや安全帯の接続に～ブランコ台が抜けています。

### 【「ブランコ台」の重要性】

ゴンドラ、高所作業車、仮設足場等の作業床である部分がブランコ作業ではブランコ台になります。

ブランコ台は作業員を安全に安定した作業を可能にしますし、無荷重のライフラインにブランコ台と墜落防止器具を直接連結することにより、万が一荷重側のメインロープが切れた場合でも、身体の支持の面からも、ブランコ台が内臓損傷等の危険を低減することが可能な安全用具であります。

- ④ 身体を支えているロープを 2 系統確保とありますが、近年山岳関係者が窓ガラス清掃に普及させた、ザイル及びケービングロープの作業を確認すると、2 本のロープ同じ場所に同じ荷重の掛かる状態での作業をしており、2 本同時に破断する可能性も高く、万が一同時破断した場合の安全対策が講じられてない作業が現在日常茶飯事に行われています。

2 系統のうち 1 本に不具合が生じたとしても記載されているが、必ずもう 1 系統は無荷重のライフラインを使用すると明記しなければ安全対策を講じているとは言い難いです。

ザイルやケービングロープを2本を同じ荷重で使用している場合は、もう1系統無荷重のライフラインを使用すると明記するのが望ましいと思います。

- ⑤ 6ページの(ウ)にグリップと記載されておりますが、墜落防止器具(墜落阻止器具)に変更することが望ましいです。

グリップと記載すると登山で使用する器具をグリップと称し、けしてブランコ作業の中の墜落防止器具を目的として製造されたものではない。

従来建築現場などで使用されている墜落防止器具と称されているものと違うもの(グリップと称している物)が通常化される危険性があります。

- ⑥ 作業指揮者の選任とありますが、ガラスクリーニング協会では、職長に準じる「災害防止責任者」の選任と平成3年の協会設立以来「災害防止責任者」教育を開催しており、天候の不順時や作業員の体調不良時には作業中止命令を発することができる、職長教育と同等の職責を設けております。

作業指揮者でなく「災害防止責任者」の選任であるべきだと思います。

- ⑦ 作業員に対する安全教育とありますが、現在ガラスクリーニング協会で開催している「ブランコ作業安全教育」があります。今後「ブランコ作業に関する安全のための特別教育」を行うとするなら、安衛法及び安衛則等の改定が必要であり、3ページの終わりに記載されている行政では～安易にブランコ作業を行わないよう～の部分と矛盾しているのではないかと思います。

しっかりと法整備をして、厚生労働省が高所作業の1つの方法と、お認めになった「ブランコ作業」でなくては「特別教育」の意味がないと思いますし、墜落災害はなくならないと思います。

- ⑧ この報告書では、ブランコ作業における一番重要な安全防止対策が抜けています。ブランコ作業において一番重要な安全対策は屋上での安全管理体制の確立だと思います。屋上でロープの設置及び移動、ブランコ台に乗り移る時点の安全対策等がブランコ作業の一番重要な安全管理体制だと思います。

- ⑨ 最後に発注者責任を書かせていただきます。

ガラスクリーニングの業務の大半はビルメンテナンス業者からの発注業務です。ビルメンテナンス業者は発注元責任(元方責任)としてガラスクリーニング業者との合同安全監視体制の確立をしなければ、一方通行の安全管理体制でしかありません。